

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社『お客さま本位の業務運営に関する方針』との関係

当社は金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」(以下、原則)を採択し、取組方針として制定した『お客さま本位の業務運営に関する方針』(以下、本方針)を当社Webサイトで公表しております。

本方針は原則の順に記載していないため、以下表にて対応関係を明示します。

原則	対応する本方針
原則 2 顧客の最善の利益の追求	<p>当社は、『人をつなぐ、価値をつなぐ』理念の実践のもとに、次箇所の記載のとおり、お客さまに選ばれ、生涯にわたり最も頼りになるパートナーになるため、お客さまに寄り添った業務運営・保険募集品質の向上・適切なアフターサービスの提供を実施し、お客さまの最善の利益を追求いたします。</p> <p>1.お客さまのご意向やご実情に沿ったサービスのご提案 3.お客さまの期待と信頼にお応えする業務品質の向上・サービスの充実</p>
原則 3 利益相反の適切な管理	<p>当社は、利益相反の可能性を、本原則の注の1点目である「顧客への販売・推奨等に伴って、当該商品の提供会社（保険会社）から、委託手数料等の支払を受ける」ケースと捉え、次の各箇所に記載のとおり対応しております。</p> <p>1.お客さまのご意向やご実情に沿ったサービスのご提案 3.お客さまの期待と信頼にお応えする業務品質の向上・サービスの充実</p>
原則 4 手数料等の明確化	<p>当社は、商品内容はもとより、保険の仕組みや周辺知識も含めて納得して保険を選んでもいただくために必要な情報をご案内しております。 なお、特定保険契約に関してはお客さまにご負担いただく諸費用について保険会社から提供された注意喚起情報等に基づきご案内しております。</p> <p>2.お客さまへのわかりやすい説明</p>
原則 5 重要な情報の分かりやすい提供	<p>当社は、次の各箇所に記載のとおり、お客さまが、要否を判断するために必要なサービス内容・特性や、お客さまに不利益となる事項等について、お客さまの知識・経験・財産の状況および目的等を考慮し、必要な情報を分かりやすい表現で丁寧に説明する等、保険相談を共同作業で進めることでお客さまお一人おひとりにふさわしいサービスの提供に努めております。</p>
原則 6 顧客にふさわしいサービスの提供	<p>(原則5) 1.お客さまのご意向やご実情に沿ったサービスのご提案 2.お客さまへのわかりやすい説明</p> <p>(原則6) 1.お客さまのご意向やご実情に沿ったサービスのご提案 2.お客さまへのわかりやすい説明 3.お客さまの期待と信頼にお応えする業務品質の向上・サービスの充実</p>
原則 7 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等	<p>当社は、経営理念に基づき、情報セキュリティ・コンプライアンス意識浸透に向けた各種取組や多様な人財の活躍支援、育成、従業員満足の向上に努めております。</p> <p>1.お客さまのご意向やご実情に沿ったサービスのご提案 3.お客さまの期待と信頼にお応えする業務品質の向上・サービスの充実 4.法令等の遵守</p>

当社では複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売推奨しておらず、また金融商品の組成にも携わっておりません。したがって、当該事項に係る金融庁原則（＜原則5（注2）＞、＜原則6（注2）（注3）＞）については本宣言の対象とはしていません。